

令和 7 年度上下水道料金の低所得者使用料減額について

宇治市上下水道部営業課

宇治市では、所得が低く生活に困窮している世帯（同居者全員が生活保護受給者の場合、または同居者全員の所得合計が下記基準額以下の場合）を対象に、上下水道料金を減額する制度があります。

減額を希望される場合は、指定の申請書兼同意書に必要事項を記入・押印の上、必要に応じて所得証明資料を添えて提出してください。

- 同居者の人数は、住民登録により判断しますので、同一住所地に住民登録がある人全員について記入、押印してください。（住民登録上、世帯分離をしている人も含みます。）
同一住所地に住民登録があるが、現に居住していない人がいる場合は、実際の居住地に住民登録を異動したうえで申請してください。
- 日常生活用途として水道を使用していると認められない場合（使用水量が著しく少ない等）、営業用途（店舗兼住宅等）で水道を使用している場合、または複数の水栓で申請の場合は対象になりません。

【 申請に必要な書類 】

申請書兼同意書

同居者全員の所得額を証明する資料



令和 7 年 1 月 1 日時点で宇治市に住民登録があり、所得情報等の照会・閲覧に同意する人については、資料の提出は必要ありません。（申請書の同意欄に必ず押印してください。）

令和 7 年 1 月 1 日以降に住民登録を宇治市に移した人は、令和 7 年 1 月 1 日時点で住民登録のあった自治体にて、令和 7 年度課税証明書等を取得し、申請書に添付してください。（源泉徴収票は不可。）

なお、令和 7 年度課税証明書は各自治体にて令和 7 年 6 月 1 日以降に取得可能です。

【 減額の対象となる期間 】

令和 7 年度 3 期分（8 月・9 月検針分）～令和 8 年度 2 期分（6 月・7 月検針分）

- 1 年ごとに申請が必要です。また、申請時点より過去に遡って減額を受けることはできません。
- 減額決定期間中に市内転居した場合は、転居後の住所地にて再度申請する必要があります。
（自動的に継続適用されませんのでご注意ください。）

【 所得基準額 】

世帯人数	合 計 所 得 額
1 人	549,000 円
2 人	1,038,000 円
3 人	1,678,000 円
4 人	1,938,000 円
5 人	2,157,000 円

（ 6 人以上は、1 人につき 219,000 円を加算した額 ）

【 送付先 】

〒611-8501

宇治市宇治琵琶 33

上下水道部営業課

【 電 話 】

0774-20-8761